

令和5年5月15日

## 医療事故に係る和解について

### 1 事故の概要

(1) 患者 新潟市在住の当時70代男性

(2) 経過

令和3年6月 腰部脊柱管狭窄症と胸部脊柱管狭窄症の疑いで脊髄造影検査を施行した際、造影剤を髄腔に注入しようとして穿刺した針が脊髄に入り、脊髄に造影剤を注入して脊髄を損傷した。

令和4年9月 症状固定（下肢対麻痺が残存）

### 2 事故の原因

今回の検査では、造影剤注入のための穿刺を3か所に行っており、その後の撮影画像から脊髄内に造影剤が注入されていたことが判明している。

患者の負担を考慮して検査をその日で終えようとして、通常穿刺を行わないやや高い椎間から穿刺したことと、その際に髄液の流出が十分確認できなかったが針先が髄腔にあると判断したことが原因である。

### 3 和解に至った当院の考え

当該手技において脊髄損傷を生じさせたことと、下肢対麻痺が残存したこととの間に因果関係が認められると判断し、和解に向けて示談協議を進めたところ、議会の議決を条件とする和解金19,000,000円で合意に至った。

### 4 再発防止に向けた取組

脊髄造影検査で造影剤を注入する際、通常の手順で実施して支障を認めた場合は、検査の遂行を急がず、他の検査を先行させて、穿刺困難である原因についても十分検討した上で、実施しない選択も考慮すること、実施する場合においても、通常の手順を遵守した範囲で行うことを徹底する。